

長与町公式ホームページ広告掲載要綱

平成 20 年 4 月 8 日
要綱第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長与町がインターネット上に公開している長与町公式ホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(掲載の制限)

第 2 条 町ホームページに掲載する広告及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等)

第 3 条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 45 ピクセル、横 180 ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメーション可)、JPG。ただし、アニメーション GIF など動きがあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の視覚に過度の負担が掛からないものとする。
- (3) 容量 10 キロバイト以下

2 広告を掲載する位置、枠数及び掲載順については、町長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、1 月を単位とし、掲載の申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、町長が別に定める。

(掲載の申込み及び掲載する広告の決定)

第 5 条 町ホームページに広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、長与町ホームページ広告掲載申込書(様式第 1 号)により、町長が指定する期日までに町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

- 3 町長は、長与町広告審査会(広告の掲載についての審査を行う機関をいう。以下同じ。)の審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同条第1項の申請があり、前項により掲載を決定したのものについて、特に疑義が認められない場合は、翌年度以降は審査会の審査を省略し当該広告の掲載を決定することができる。
- 5 町長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に長与町ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により速やかに通知しなければならない。

(確認書の提出)

第6条 前条第4項の規定による広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに確認書(様式第3号)を提出しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、第3条に規定する規格により広告原稿(画像データを含む。以下同じ。)を作成し、町長が指定する期日までに、町長が指定する方法で提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の広告原稿が町ホームページに掲載する広告として適当でないと認めたときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。
- 3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を支払わなければならない。

- 2 広告掲載料は、町長が別に定める。

(広告掲載の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは一時中止することができる。この場合において、既納の広告掲載料は返還しない。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。
 - (3) リンク先のホームページの内容が第2条の規定に該当したとき。
 - (4) その他町ホームページへの広告掲載が適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告内容等の変更)

第10条 広告主は、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、長与町ホームページ掲載広告変更申込書(様式第4号)を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により町ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、長与町ホームページ掲載広告取下げ書(様式第5号)により、町長に申し出なければならない。

- 3 町長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、既納の広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌々月以後の月に係る広告掲載料を返還する。

(広告掲載料の返還)

第12条 町長は、広告掲載の決定後、当該広告掲載の開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 町長は、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、連続して24時間を超えて広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

- 3 前項の場合において、当該広告を掲載することができなかつた期間が1月に満たないときの当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割計算とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 4 前条第3項並びに第1項及び第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

- 4 広告主は、第5条第4項の規定により決定を受けた町ホームページへの広告掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 17 日要綱第 19 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 7 日要綱第 19 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 9 日要綱第 28 号)

この要綱は、公布の日から施行する。